

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

## 名義株の認定をうけないために

Q: 将来相続が発生した場合、妻や子供名義の株式について名義株として認定されないために平素からどのような点に注意をすればよいでしょうか。

A: 株式会社の設立等に当たって、本来の出資者である株主以外の者の名義を借りて株主として株主名簿に登録されている場合が、多々あります。このように株主名簿に登録はされているが、単なる名義人にすぎない場合は、その株式を名義株といいます。

この名義株は、その真実の所有者の財産ですので、相続税の課税上は、その名義にかかわらず真実の所有者の財産として課税されます。

親族等が実際に出資をし、株主となっている場合に、それが名義株の認定を受けないためには、次のような注意が必要です。

- ① 会社の議決権を実際に行使していること
- ② 配当金を実際に受領していること
- ③ 株券を現実に保管していること など

また、証拠資料として、配当金が真実の所有者の預金等になっていることを示す通帳や所得税の確定申告書の控え等を保管しておくようにしましょう。

さらに、その出資時に真実の所有者が、出資金を払い込む資金があったかどうか、名義株の認定の一要素となります。設立時や出資時の資金の出所等が分かる資料も保管しておくことが重要といえるでしょう。

